

2020年8月12日（水）

福岡県知事 小川 洋 様

福岡県学童保育連絡協議会
会長 吉岡 美保

新型コロナウイルス感染症防止対策を講じる学童保育（放課後児童クラブ） に関する要望書

日頃より学童保育施策の充実にご尽力を頂き心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止策は3月から始まり、緊急事態宣言下において小学校は一斉休校とされた一方で学童保育が「原則開所」を要請されました。このことは、学童保育が保護者の働く権利を保障するとともに、子どもたちの生活維持にとって必要不可欠な施設として位置づけられた結果だったことは明らかです。

また、学童保育で働く支援員は、自らの感染のリスクがある中、子どもたちの感染防止策を講じるとともに、そのことにより働く保護者の就労を守りました。

この時期において福岡県では感染者が増加してきました。学童保育の現場では夏休みに入り熱中症予防策を行いながら感染防止を行わなければならない状況になっています。（密を避けるために外に出したいが出せない。エアコンを入れても窓を開けなければならないので室内温度は30度を超えている。そのため、室内は密になり子どもたちはストレスを抱えトラブルが発生する環境）

今回、県として「令和2年度福岡県放課後児童健全育成事業費補助金」を交付していただいた中にく放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業を新規事業として盛り込んで頂き感謝申し上げます。

今後も新型コロナウイルス感染拡大防止策に対し、一生懸命対応している支援員や子どもたち、そして働く保護者のために以下の内容について要望いたします。

記

1. 「令和2年度福岡県放課後児童クラブ健全育成事業費補助金」に盛り込まれている新規事業く放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業を各市町村がもれなく申請するように、助言・指導をお願いいたします。

※市町村により差があり、この事業を申請するために検討している市町村と、逆に申請することすら検討しない市町村があります。今後も続くと予想される感染拡大防止策のためには必要な事業です。まだ申請を予定していない市町村に対して改めて説明するとともに申請するよう助言・指導をお願いいたします。

併せて、新規事業〈放課後児童クラブ要支援児童等対応推進事業〉におきましてもお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染防止策により、保護者の就労として在宅ワークが増え、外出も控えるなかで、ドメスティックバイオレンスの急増が報告されています。また、一斉休校・巣籠もり家族化により地域とのつながりが希薄化するなかで、児童虐待やネグレクトも心配です。学童保育が早期発見の場として、子どもを守るためにも行政や児童相談所などと連携できること、併せて相談・駆け込み先の確保としてこの事業の周知化をお願いします。

2. 福岡県内の学童保育支援員に対し、県独自に慰労金を支給してください。

※5月28日に閣議決定され、6月12日に成立した第二次補正予算には、介護、障害者施設、救護施設等の全職員に対して支給される「慰労金」が盛り込まれました。支給対象とされた職種は、人との接触サービスが社会維持に必要不可欠であるという理由ですが、保育所及び学童保育は対象外とされました。

学童保育支援員は、マスクや衛生用品等の確保もままならない状況の中、要請された役割を果たすために感染症防止対策を講じながら懸命に子どもたちの命と働く保護者への支援を行ってきました。そしてこれは今後も続きます。このような状況にも関わらず、今回、学童保育が慰労金の対象外とされたことは、コロナ禍の中で学童保育を支えている支援員の気持ちを裏切るものであり、極めて遺憾であります。他県では県独自で学童保育支援員に対しての慰労金を支給しているところがあります。福岡県としてもぜひ支給をお願いいたします。

3. 今年度から国の従うべき基準が参酌化され補助交付金の基準も国が示し方に合わせたものとなっていますが、福岡県は福岡県議会が提出した意見書「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」と共に「質の確保は下げない」とする旨を周知してください。

4. 「新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」の作成を実施主体である市町村が責任をもって作成するよう助言・指導をお願いいたします。

※学校から感染者が出た場合、学童保育で感染者が出た場合による学童保育の対応をきちんと利用者の保護者に事前に説明する義務が実施主体である市町村にはあります。

以上